

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ. 現状

(1)東金市の自然環境

- ・**地形**：市の地形は北西部を占める「台地、丘陵」と南東に展開する「海岸平野」の2地域に大別することができる。
（台地・丘陵部）台地上面は標高40～80mの平坦な土地となっている。台地と丘陵の境界部分には急崖が存在する。
（海岸平野部）九十九里平野の一部で、標高10m以下の低平な土地が広がっている。
- ・**河川**：市内に作田川、真亀川、南白亀川の3水系が存在するが、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれる。



(2)東金市の災害リスク

地震

J-SHIS（地震ハザードステーション）によると、市は今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率が66.7%となっている。

想定地震	震源深さ20km・マグニチュード7.2を想定地震とした。
震度	市南東部の低地部では震度6強が予測された。 市北西部の台地部では震度6弱から5強が予測された。
液状化危険度	市南東部の低地のうち、砂丘間の低地で、液状化危険度が高いと予測された。

急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度ランク A の斜面が 132 カ所と予測された。
建物被害	<p>《揺れによる建物被害予測》 全建物棟数 26,029 棟のうち全壊（1,047 棟）、半壊（3,450 棟）と予測されている。特に揺れが強く、古い木造住宅が多く分布する豊成・福岡・正気・嶺南地区で全壊率が高いと予測された。</p> <p>《液状化による建物被害》 砂質地盤からなる海岸平野部や谷底平野の田間・正気・豊成・東金地区で建物被害が増えると予測された。</p>
帰宅困難者	公共交通機関が停止した場合の帰宅困難者は、就業者 3,304 人と予測された。

※上記データは「東金市地域防災計画（令和 4 年 3 月）」より

風水害

土砂災害	市域においては、急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険区域が 19 カ所、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が 163 カ所、土砂災害特別警戒区域が 156 カ所指定されている。
浸水	千葉県によって作田川、真亀川、南白亀川の浸水想定区域が公表されている。これらの河川の浸水区域内の避難人口は 804 人と予測されている。

※上記データは「東金市地域防災計画（令和 4 年 3 月）」より

令和元年台風 15 号の災害から検証する災害リスク

令和元年 9 月に発生した台風 15 号は千葉県に大きな被害をもたらした。東金市は 9 月 9 日の 5 時から 6 時にかけて時間雨量 41 ミリの雨が降り、1 日で最大の雨量となった。9 月 9 日の 0 時から 24 時までの間に、計 169 ミリの雨が降り、下記の通り、約 3 週間にも及ぶ長期停電、1,300 軒を超える住家被害、大雨による冠水被害等が発生した。東金市はこれまでこのような大規模な被害が発生した事例はなかったが、今後は同規模の災害リスクの可能性はある。

住宅被害	1,387 軒（全壊 3、大規模半壊 2、半壊 10、一部破損 1,370、床下浸水 2）
倒木（道路）	146 カ所
道路冠水	7 カ所
停電	最大約 7,900 軒 ・ 最大停電期間 3 週間
断水	24,927 戸断水（全戸断水）※9 日（14:00）発生～10 日（15:00）復旧
避難所・人数	（開設避難所数）18 カ所 ・ （避難者数）延べ 2,399 人

※上記データは東金市発行「令和元年房総半島台風（台風第 15 号）等にかかる災害対応検証」より
 ※令和元年 10 月 1 日現在 東金市世帯数 25,752 世帯（R03 年 東金市東金市統計書）

(3)商工業者の状況

- ①商工業者数 2,322社 (平成28年経済センサス活動調査)
- ②小規模事業者数 1,614社 (平成28年経済センサス基礎調査)

【資料1】東金市の産業大分類別 事業所数及び従業員数

産業大分類	平成28年				備考 (立地状況等)
	事業所数	割合	従業員数	割合	
第1次産業(農業)	23社	1.0%	312人	1.3%	「海岸平野郡」に広く分布
第2次産業(建設・製造)	420社	18.1%	5,371人	22.6%	中心市街地を除いた市内に広く分散
第3次産業(小売・サービス)	1,879社	80.9%	18,100人	76.1%	駅周辺・国道126号線沿いに集中している。
合計	2,322社	100%	23,783人	100%	

資料 平成28年 総務省統計局 経済センサス 活動調査

【資料2】東金市従業者規模別の事業所数

民営総数	平成28年	
	事業所数	割合
1-4人	1,304社	56.2%
5-9人	477社	20.5%
10-19人	283社	12.2%
20-29人	108社	4.7%
30-49人	65社	2.8%
50-99人	50社	2.2%
100人以上	21社	0.9%
派遣従業者	14社	0.6%
合計	2,322社	100%

※小規模事業者の従業員数
(上記統計の1人-49人の合計)

1-4人合計	1,304社	56%
1-19人合計	2,064社	89%

資料 平成28年「経済センサス活動調査」より

- 資料1のとおり、東金市内の産業は **80%**が第3次産業(小売・サービス業)で占められている。
- 小売・サービス業は東金駅から線路を隔てて、西に古くからある商店街、東に国道126号に沿って大型店が立ち並ぶ商業地域に分断されている。(立地状況)
 - ・西側：建物の築年数が古く密集している。
 - ・東側：田んぼを埋め立て再開発した地盤の弱い地域。
- 資料2のとおり、市内の従業員数20人以下の事業者が **89%**を占めている。



(4)これまでの取組

①東金市の取組

- ・東金市防災会議が令和4年3月に改訂した地域防災計画に基づき、各種災害対策を実施している。
- ・各家庭が日頃からの防災対策ができるよう「わが家の防災ガイドブック」を作成し配布。
- ・行政機関の職員、県の職員、警察官、教育長・消防長・消防団長その他市の職員等が参画する防災会議を組織し、防災に関する重要事項を審議。
- ・東金市防災メール配信を行い、緊急性が高い被災情報や日頃の防災について市民と情報を共有。
- ・災害時における情報収集強化のためにコミュニティセンター・学校等にwi-fi設備を設置。
- ・新型コロナウイルスに対応した避難所運営方針の策定。
- ・東金市木造住宅耐震診断補助制度で市内家屋の耐震強度を強くするための支援を実施。
- ・令和元年房総半島台風（台風15号）等にかかる災害対応を検証し報告書を公開。

②当商工会議所のこれまでの取組

- ・事業者向けの「事業継続力強化計画」策定セミナーと個別相談会を開催。
- ・自社の計画作成ができるノート冊子「事業継続力強化計画作成ノート」を会員企業に配布する。
- ・千葉県や千葉商工会議所連合会、(公財)県産業振興センターのBCPセミナーを市内企業へ案内。
- ・中小企業基盤整備機構の「策定の手引き『解説書』」、動画案内の告知。
- ・事業継続力強化計画の各種施策の周知。
- ・商工会館の耐震診断を実施（今後、耐震改修の実施を予定）。
- ・新型コロナウイルス感染防止に関する行政からの施策や感染防止対策の周知。
- ・令和2年度、経営指導員研修専門コース「事業継続力強化計画策定指導員養成研修」に指導員3名が受講。
- ・令和3年度、中小企業大学校専門研修「テーマ：強靱化対策支援」（3日間）を経営指導員1名が受講。

II. 課題

- ・東日本大震災後、当所はBCP計画を作成したが、改訂せずそのままである。
- ・東金市地域防災計画に当所も関係機関として加わっているが、具体的な協力体制やマニュアルは整備されていない。
- ・本市は全国に比べると自然災害の少ない地域であり、企業に事業継続の問題意識が低い。
- ・保険や共済の助言指導ができる知識をもった職員が少ない。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と東金市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・経営指導員が各種保険や事業継続計画作成支援ができるように各種研修会に参加し、資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

令和4年3月に東金市防災会議が作成した「東金市地域防災計画」に記載されている当所の役割が果たせるように事前対策を行う。

「東金市地域防災計画」の当所の役割

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- (4) 災害時における物価安定への協力
- (5) 災害時の食料及び物資の供給に関すること

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の政策の紹介やリスク対策や事業者BCP（即時取り組み可能な簡易的なもの）の必要性、損害保険の概要等の情報提供を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、会員事業者以外の小規模事業者にも普及啓発のためのセミナーを開催する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 当商工会議所の事業継続計画の作成

- 平成24年にBCP計画を作成しているが、作成後の見直しやブラッシュアップを令和4年度中に実施する。

③ 関係団体等との連携

- 日本政策金融公庫、市内金融機関と連携し、防災に資する施設等の整備を行う中小企業への支援を行う。
- (公財)千葉県産業振興センター・中小企業基盤整備機構などの支援機関と連携し、専門家派遣による支援を行っていく。
- 会員企業の損保会社と連携し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 感染症も含め補償される日本商工会議所の「ビジネス総合保険制度」や「業務災害補償」「休業補償」など損保会社と連携し紹介していく。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、SNSによる啓発、セミナー等を実施する。

④ フォローアップ

- 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- 当所に（仮称）事業継続力強化支援会議（構成員：当所及び東金市担当職員）を必要に応じて設置し、本計画の遂行状況や小規模事業者の事業継続計画（BCP）への取組状況等について支援する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、当所職員の生命・身体の安全確保を最優先としたうえで、被災した小規模事業者に対し速やかに復興支援が行えるよう、下記により地区内の被害状況を把握するとともに、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- 発災後、1 時間以内に職員の安否報告を行う。
[SNS（職員 LINE グループ）等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と市で共有する。]
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の 手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東金市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- 当所と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">▶ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。▶ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。▶ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">▶ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。▶ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">▶ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当所と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

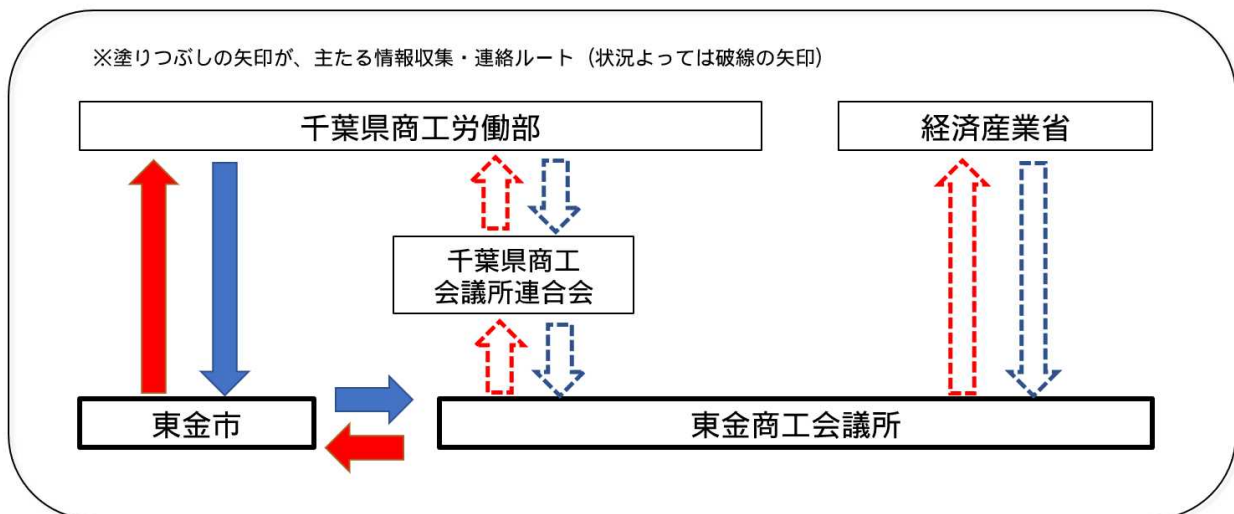
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1か月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	情報更新の都度共有する

- 市の感染症に対する行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

① 自然災害発生時

- 自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当所と市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当所と市が共有した情報を、下記の千葉県が指定する方法にて当所又は市より県の商工担当部署へ報告する。



② 感染症流行時

- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と市が共有した情報を千葉県の指定する方法にて当所又は市より千葉県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 収集した小規模事業者の被害状況を連携支援機関（日本政策金融公庫、市内金融機関、日本商工会議所他）と情報共有し、被災事業者施策につなげる。

- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 東金市内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

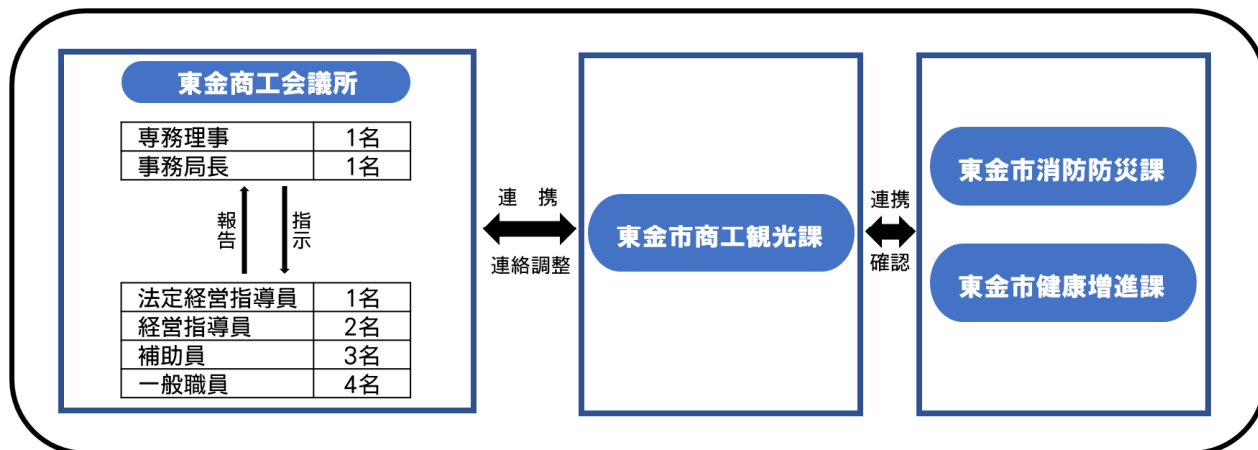
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 (法定経営指導員) 井坂 定義 (連絡先は下記(3)-①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①東金商工会議所

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎1番地5

TEL 0475-52-1101 Fax 0475-52-1105

Mail info@togane-cci.or.jp

②東金市 経済環境部 商工観光課

TEL 0475-50-1155 Fax 0475-50-1293

Mail syokan@city.togane.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・セミナー・個別相談会開催費	110	110	110	110	110
・チラシ制作費	20	20	20	20	20
・案内発送費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会議所会費収入、東金市補助金、千葉県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。